

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 5:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者* *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 1人当たり3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様 定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者* (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	定員20名以上 保育所の基準と同様 定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	家庭的保育者* *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室9.9㎡以上 (保育をする乳幼児が3人を超える場合は、3人を超える人数1人につき3.3㎡以上を加えた面積)	定員20名以上 保育所の基準と同様 定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る省令の基準と条例で定める基準の比較

条例で定める内容は、省令で示された「従うべき基準」については、一部を除き、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き、同内容とする。

	省令	条例	内容	基準の類型	
総則	第5条	第5条	家庭的保育事業者等の一般原則	参酌	
	第6条	第6条	保育所等との連携	従う	
	第7条	第7条	家庭的保育事業者等と非常災害対策	参酌	
	第8条	第8条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	参酌	
	第9条	第9条	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	参酌	
	第10条	第10条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	従う・参酌	
	第11条	第11条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	従う	
	第12条	第12条	虐待等の禁止	従う	
	第13条	第13条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う	
	第14条	第14条	衛生管理等	参酌	
	第15条	第15条	食事	従う	
	第16条	第16条	食事の提供の特例	従う	
	第17条	第17条	利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌	
	第18条	第18条	家庭的保育事業所等内部の規程	参酌	
	第19条	第19条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	参酌	
	第20条	第20条	秘密保持等	従う	
	第21条	第21条	苦情への対応	参酌	
	家庭的保育事業	第22条	第23条	設備の基準	従う・参酌
		第23条	第24条	職員	従う
		第24条	第25条	保育時間	参酌
		第25条	第26条	保育の内容	従う
第26条		第27条	保護者との連絡	参酌	
小規模保育事業	通則	第27条	第28条	小規模保育事業の区分	従う
		第28条	第29条	設備の基準	従う・参酌
	A型	第29条	第30条	職員	従う
		第30条	第31条	準用	従う・参酌
		第31条	第32条	職員	従う
	B型	第32条	第33条	準用	従う・参酌
		第33条	第34条	設備の基準	従う・参酌
C型	第34条	第35条	職員	従う	

	第35条	第36条	利用定員	従う
	第36条	第37条	準用	従う・参酌
居宅訪問型保育事業	第37条	第38条	居宅訪問型保育事業	従う
	第38条	第39条	設備及び備品	参酌
	第39条	第40条	職員	従う
	第40条	第41条	居宅訪問型保育連携施設	従う
	第41条	第42条	準用	従う・参酌
事業所内保育事業	第42条	第43条	利用定員の設定	参酌
	第43条	第44条	設備の基準	従う・参酌
	第44条	第45条	職員	従う
	第45条	第46条	連携施設に関する特例	従う
	第46条	第47条	準用	従う・参酌
	第47条	第48条	職員	従う
	第48条	第49条	準用	従う・参酌
附則	第2条	第2条	食事の提供の経過措置	従う
	第3条	第3条	連携施設に関する経過措置	従う
	第4条	第4条	小規模保育事業B型等に関する経過措置	従う
	第5条	第5条	利用定員に関する経過措置	従う

* 省令：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

2 基準設定の考え方

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めるに当たり、省令で定められている基準に基づいて、本市における認可保育所の運営実態を基本とし、検討した結果、下記のとおり定めた独自基準を除き、省令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
	第5条第3項	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」，「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を考慮し，家庭的保育事業者等の一般原則として，①役員が暴力団員でないこと。②家庭的保育事業者等が暴力団密接関係者でないこと。を加える。
第7条	第7条	①非常災害に際しての対応を明確にするため，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなけれ

		ばならないこと。②非常災害に備えるため、救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。を加える。
	第9条第3項	職員の計画的な育成に努めるため、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことを加える。
	第22条	利用乳幼児が安心して家庭的保育事業所等を利用できる体制の確保に努めるため、家庭的保育事業者等は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことを加える。
第29条第2項 第31条第2項 第44条第2項 第47条第2項	第30条第2項 第32条第2項 第45条第2項 第48条第2項	保育士又は保育従事者の数については、本市における認可保育所の運営実態に準じ、次に定める人数を基に算定することとした。 ① 1・2歳児 おおむね5人につき1人 ② 3歳児 おおむね15人につき1人 ③ 4・5歳児 おおむね20人につき1人